

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	令和7年産畑地化促進事業 (令和6年度補正予算)	【趣旨】 水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑作化に伴う費用負担等に要する経費を支援します。 【事業内容】 1 畑地化支援 畑作物等の本作化に取り組む農業者を支援 単価 10.5万円/10a 2 定着促進支援 水田を畑地化して、高収益作物、畑作物等の定着等に取り組む農業者を5年間継続的に支援 単価 2.0～3.0万円 × 5年間 ほか 3 産地づくり体制構築等支援 畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援	【交付対象となる取組】 1 畑地化支援に係る取組 前年度において主食用米や水田活用の直接支払交付金の交付対象となった作物等が作付けられ、交付対象水田に該当している農地を、7月1日付けで交付対象水田から除外する取組。 ただし、交付の対象となる取組は、当該取組により交付対象水田から除外される農地が、それ単独で又は隣接、近接する農地と併せて、おおむね団地化された畑地を形成するものに限る。 （注）交付の対象となった農地においては、交付が行われてから5年間は、販売を目的とした当該作物等の作付けが必要。 （注）団地化にかかる面積は、品目ごとに行います。 2 定着促進支援に係る取組 高収益作物、畑作物等の導入・定着を図る取組。原則として、初年度に畑地化（畑地化支援参照）を行うことが必要。 3 産地づくり体制構築等支援 ① 産地づくりに向けた体制構築支援 団地化やブロックローテーションの体制構築のための調整（現地確認や打合せなど）に要する経費を支援（上限あり） ② 土地改良区決済金等支援 令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に支援 上限 25万円/10a ※本事業は申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で支援対象者が決定される交付金事業です。	2025年2月13日	https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/r4hosei.hatatika.html	農林水産省HP
相談受付中	令和7年産畑作物産地形成促進事業 (令和6年度補正予算)	【趣旨】 主食用米の需要が減少する中で、主食用米から国産需要のある作物（麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし）へ作付転換を促し、食料安全保障に資する品目の産地形成を図るため、畑地化等に向けて、実需者との結びつきの下で、水田における麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。 【事業内容・交付単価】 低コスト生産等の取組支援（10aあたり）4万円 （対象作物） ・麦、大豆、高収益作物（野菜等） （いずれも新市場開拓用、加工用） ・子実用とうもろこし	【交付対象者】 販売農家等 【採択要件ほか】 ・農業者又は集出荷業者が、実需者と販売契約等を締結すること。 ・農業者は、対象品目について3つ以上の取組を行うこと。（取組メニュー例 大豆を抜粋） ①大豆300A技術 ②難防除雑草対策 ③効率的な施肥 ④均平作業 ほか 各メニューの詳細や他のメニューについては、要綱等をご確認ください。 【留意事項】 ・品目ごとの成果目標（当年産の取組面積、過年度からの拡大面積）等による地域協議会ごとのポイントの高い順から採択されます。 ・本事業で支援を受けた水田の面積については、水田活用の直接支払交付金対象面積から除きます。	2025年2月13日	https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/r7_hata_kome.html	農林水産省HP

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業	【趣旨】 農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。 農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策およびスマート農業等導入支援のうち地域型サービス支援タイプの要望調査を行います。 【事業内容】 サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。	【事業実施主体】 農業支援サービス事業体（受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等（販売は除く）によって提供する取組等を行う者のこと）（以下、サービス事業体という。） 【主な要件】 概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体（北海道内で取り組むサービス事業体にあっては、概ね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業体） 【補助率、補助上限】 ○農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策（地域型サービス支援タイプ） 定額（１事業実施主体当たり1,500 万円を上限とする。） ※別途、都道府県に対し推進事務費を措置（定額（ただし、国庫補助金の合計額の10%以内）） ○農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援（地域型サービス支援タイプ） 1/2以内（１事業実施主体当たりの上限額は1,500 万円とする。ただし、スマート農業機械を導入する場合は3,000 万円とする。） ※別途、都道府県に対し推進事務費を措置（定額（ただし、国庫補助金の合計額の10%以内）） 【対象経費】 ○農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策（地域型サービス支援タイプ） 農業支援サービスの試行・改良に係る人件費や原材料費、説明会・実演会に係る会場借料や設営費、農業支援サービス周知のための情報発信費、本事業における取組に直接必要な旅費等 ○農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援（地域型サービス支援タイプ） サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費	2025年1月29日	https://www.maff.go.jp/j/supply/hozvo/nousan/250117_140-1.html	農林水産省HP
相談受付中	R7生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業のご案内	【趣旨】 大幅なコスト低減を目指す産地に対し、生産コストの把握・分析や技術実証等の取組を総合的に支援します。 【事業実施主体】 農業者、農業者団体、地方自治体等で構成されるコンソーシアム	【支援内容】 ・生産コストに関する現状分析・課題抽出、取組方策の検討等に必要な経費（会議費、専門家への謝金ほか） ・技術等の実証や人材育成に係る経費（資材購入費、機材リース料、研修受講料ほか） ・成果の検証、産地内の普及に必要な経費 【補助率】 定額（上限 1 千万円） 【事業期間】 最長 3 年間 【主な要件】 ・生産コスト低減に取り組む農業者を 5 経営体以上含み、このうち原則として水稲作付15ha以上の認定農業者を含むこと ・又は、生産コスト低減に取り組む農業者を 3 経営体以上含み、原則としていずれも水稲作付15ha以上の認定農業者であること。 ・コスト低減に取り組む主たる農業者平均の生産コストを9,600円/俵以下とする成果目標を掲げること ほかあり。 詳細は、農水省HPをご覧ください。	2025年2月10日	https://www.maff.go.jp/j/syoutu/keikaku/soukatsu/250107.html	農林水産省HP

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	R7「環境にやさしい農業」推進事業補助金	【趣旨】 本県農業の持続的な発展に向け、生産性の向上を図りつつ、生産活動に伴う環境負荷をできる限り低減する「環境にやさしい農業」に取り組む生産者に対して、環境保全型農業技術の導入支援をします。 【事業実施主体】 農業者が組織する団体（エコファーマー認定者、ちばエコ農産物取組者、有機JAS認定者、みどり認定取得農家で組織する3戸以上の農業者団体） ほか	【事業内容】 有機質資材施用技術 （堆肥散布機、緑肥刈取機、緑肥すき込み等） 化学肥料低減技術 （マルチ内施肥機、有機質肥料散布機等） 化学合成農薬低減技術 （温湯種子消毒機、熱利用土壌消毒機等） ほか 詳細は、千葉県庁環境農業推進課へお問い合わせください。 電話 043-223-2773	2025年2月17日	https://www.pref.chiba.lg.jp/annou/suisinjigyohojokin.html	千葉県HP